

山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱

(平成元年5月25日決裁)

改正 平成2年7月18日決裁

改正 平成17年6月27日決裁

改正 平成19年3月27日決裁

改正 令和3年3月4日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、美しい山形をつくる基本条例（昭和63年市条例第2号）に基づき、市内の家屋敷地等に雨水浸透施設の設置を普及し、雨水を地中に浸透させることにより、都市型洪水及び地盤沈下の防止を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 「雨水浸透施設」とは、敷地内雨水を敷地内において地中に浸透させる機能と屋根等に付着した粉じん等をろ過する機能とを備えている施設（市長が別に定める基準に適合する施設に限る。）をいう。
- (2) 「敷地内雨水」とは、敷地内における建築物の屋根及び不透水性材質で被覆された駐車場等に降った雨水をいう。
- (3) 「駐車場等」とは、駐車場、屋外スポーツ施設、屋外音楽施設、資材置場、公開空地その他の広場で、面積が150平方メートルを超えるものをいう。ただし、汚水が混入するおそれのある、ガソリンスタンド、洗車場等は除く。
- (4) 「地下水採取者」とは、山形県地下水の採取の適正化に関する条例（昭和51年県条例第16号）に基づく地下水採取者をいう。
- (5) 「建築」とは、建築基準法第2条第1項第13号に定める建築をいう。
- (6) 「一般住宅」とは、専用住宅及び住居の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅をいう。

(敷地内雨水処理の原則)

第3条 この市に土地及び建物を所有するものは、敷地内において、自らの責任で敷地内雨水を適正に処理するものとする。

(雨水浸透施設の設置の普及)

第4条 市長は、前条の原則に基づき敷地内雨水を処理するため、雨水浸透施設の設置の普及について、積極的な施策を講ずるものとする。

(普及推進対象地域)

第5条 雨水浸透施設の設置の普及を推進する対象地域（以下「対象地域」という。）は、別表に掲げる馬見ヶ崎川扇状地の扇頂部及び扇央部の地域とする。

(対象地域の雨水処理)

第6条 対象地域内において、山形市開発指導要綱に基づき開発許可申請を行う者、建築面積が30平方メートル以上の建築物を建築しようとする者及び不透水性材質で被覆される駐車場等を設置しようとするものは、雨水浸透施設を設置するものとする。

2 対象地域内において、現に建築物及び不透水性材質で被覆された駐車場等を所有する者は、雨水浸透施設の設置に務めるものとする。

3 対象地域内の地下水採取者は、雨水浸透施設を設置しなければならない。

(公共機関等における雨水処理の協力)

第7条 対象地域内に立地する国、県等の公共施設の設置者又は管理者は、市長が要請する雨水浸透施設の設置について、積極的に応ずるよう努めなければならない。

(雨水浸透施設設置に係る事前協議)

第8条 山形市開発指導要綱に基づき開発許可申請を行う者、建築基準法第6条に基づき建築面積が150平方メートル以上の一般住宅以外の建築物等の建築確認申請を行う者及び不透水性材質で被覆される駐車場等を建設する者は、次の各号に掲げる書類を添付した雨水浸透施設設置事前協議申請書（別記様式第1号以下「協議申請書」という。）を正刷2部提出し、事前に市長と協議するものとする。

(1) 建築物の配置図、平面図、雨水処理経路図

(2) 雨水量計算書

(3) 施設構造図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、協議申請書が提出されたときは、速やかに審査を行い、協議が整った場合にお

いては、雨水浸透施設協議済印（別記様式第2号）を協議申請書に押印して当該申請者に通知するものとする。

- 3 工事を完了した場合は、速やかに市長に報告書（別記様式第3号）を提出するものとする。

（設置及び構造等基準）

第9条 雨水浸透施設の設置及び構造等基準は、別に定める「山形市雨水浸透施設設置及び構造等基準」によるものとする。

（施設の維持管理）

第10条 雨水浸透施設を設置する者又は使用する者は、定期的に施設を点検し、清掃等を行い、浸透機能が維持されるよう適正な維持管理に努めなければならない。

（汚水等の地下浸透禁止）

第11条 雨水浸透施設には、雨水以外の汚水等を流入させてはならない。

（その他）

第12条 本要綱に定めのないもの又は必要な事項については、そのつど別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行し、同年10月1日以降に設置する雨水浸透施設について適用する。

附 則（平成2年7月18日決裁）

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成17年6月27日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、この要綱による改正後の山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成19年3月27日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に残存するこの要綱による改正前の山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱別記様式の規定に基づき作成された雨水浸透施設設置事前協議申請書及び工事完了報告書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第5条関係）

普及推進対象地域

相生町，あこや町一丁目・二丁目・三丁目，あさひ町，あずま町，印役町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目，円応寺町，大手町，香澄町一丁目・二丁目・三丁目，上山家町の一部（国道13号線の西部），木の実町，小姓町，小白川町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目，寿町1番から12番まで，小荷駄町，幸町，桜町，末広町，鈴川町一丁目・二丁目，諏訪町一丁目・二丁目，双月町一丁目・二丁目，双月町三丁目1番から8番まで・11番の一部（国道13号線の西部）・12番の一部（国道13号線の西部），双月町四丁目1番から4番まで・5番の一部（国道13号線の西部）・6番・7番の一部（国道13号線の西部），鉄砲町一丁目・二丁目，鉄砲町三丁目1番から3番まで・4番の一部（国道286号線の北部），十日町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目，銅町一丁目・二丁目，七日町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目，錦町，旅籠町一丁目・二丁目・三丁目，東原町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目，東山形一丁目・二丁目，本町一丁目・二丁目，前田町，松波一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目，松山三丁目，三日町一丁目・二丁目，緑町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目，南原町一丁目，南原町二丁目1番から7番まで，美畑町，宮町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目，六日町，薬師町一丁目・二丁目，山家町一丁目，山家町二丁目1番・2番・4番から9番まで，八日町一丁目・二丁目，若葉町，和合町一丁目，和合町二丁目1番から4番まで・5番の一部（国道13号線の西部）

(あて先) 山形市長

設置者 住 所

氏 名

TEL

雨水浸透施設設置事前協議申請書

山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱第8条第1項の規程により事前協議を申請します。

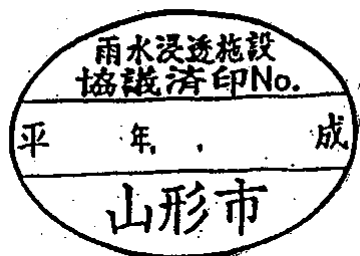
記

1. 協議区分	①建築確認申請②開発行為許可申請③その他 ()
2. 建築物等の所在地, 敷地面積及び種類 [所在地] [敷地面積] m ² [種類] 併用住宅, 共同住宅, 工場, 倉庫, 店舗, 駐車場, その他 () (該当するものに○をつける)	
3. 雨水浸透施設の設置個数	個
4. 雨水浸透施設の構造	別紙のとおり
5. 設置予定年月日	年 月 日
6. 添付書類	建築物の配置図, 平面図, 雨水処理経路図 雨水量計算書
7. 工事施工者(連絡先)	(担当者名) _____ TEL _____

受付印

審査結果

別記様式第2号



年 月 日

(あて先) 山形市長

設置者 住 所
氏 名
TEL

工 事 完 了 報 告 書

山形市雨水浸透施設設置普及推進要綱第8条第3号の規定により、 年 月 日
付けで申請した、雨水浸透施の工事が完了しましたので、次のとおり報告します。

雨 水 浸 透 施 設 設 置 場 所	(住所又は地番) 山形市 _____
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	工事写真 (第1砂礫層出現場面, 完成写真)

※ 確 認 ・ 指 導 結 果